

# 崎県公報

平成25年4月25日(木曜日) 第 2482 号

癷 行 禬

盯 宮崎市旭1丁目6番25号 K · Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

### 次 目

頁

- ○指定代理納付者の指定……………………………(税務課) 1
- ○生活保護法に基づく施術者の指定………(国保・援護課) 1
- ○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… ( ″ )1
- ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意(水産政策課)	1
○土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○土砂災害特別警戒区域の指定( ″ )	3
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)	4
正誤	
○平成24年7月12日付け県公報(第2403号)中	4

### 宮崎県告示第 280号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の 2 第 6 項の規定に より、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
  - ヤフー株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行 える期間
- (1) ふるさと宮崎応援寄付金 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (2) 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第
- 9号に規定する自動車税(平成25年度に賦課したものに限る。

平成25年5月1日から平成25年8月31日まで

## 宮崎県告示第 281号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同 法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項におい てその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶 助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
木許 雄介 (きのした鍼灸整 骨院)	都城市志比田町4946— 9	平成25年1月10日
福重 靖則 (ひなた整骨院)	都城市上川東 3 丁目 4 - 7 - 2	平成25年2月5日
山神 隆祐 (ながた整骨院)	日向市大字財光寺 291 - 4	平成24年8月6日

# 宮崎県告示第 282号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (第55条におい て準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の 規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
今吉 昭博 (えとみ鍼灸整骨 院)	児湯郡高鍋町大字北高 鍋1396番地	平成24年 4 月28日

## 宮崎県告示第 283号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成25年 3 月17日
発起人の住所及び氏名	延岡市 柳田孝市 延岡市 柳田一彦
加入区の名称	延岡市第二加入区
区域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土 々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁

# 宮崎県公報

	業協同組合の地区
区分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業及び小型定置 漁業

# 宮崎県告示第 284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年 4 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		<b>西</b> 四 宗 和 争	円 野 饭 刪
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
日南市	堂地谷川	02- 204-1- 008	土 石 流
	馬場二谷川	02- 204-1- 010	土 石 流
	竹田の谷沢	02- 204-2- 015	土 石 流
	竹田谷川	02- 204-2- 016	土 石 流
	堂地谷沢	02- 204-2- 017	土 石 流
	馬場一谷川	02- 204-2- 032	土 石 流
	二反田川	02- 322-1- 006	土 石 流
	大脇谷川	02- 322-1- 007	土 石 流
	上 方	I - 1 - 0279	急傾斜地の崩壊
	中 園	I - 1 - 0280	急傾斜地の崩壊
	中園-新①	I-1-0280-新①	急傾斜地の崩壊
	中 園 2	I - 1 - 0282	急傾斜地の崩壊
	今 町	I - 1 - 0299	急傾斜地の崩壊
	中島田	I - 1 -0300	急傾斜地の崩壊
	浄心馬場	I - 1 - 0302	急傾斜地の崩壊
	前 鶴 跡	I - 1 - 0303	急傾斜地の崩壊
	山ヶ迫	I - 1 - 0304	急傾斜地の崩壊
	私	I - 1 - 0306	急傾斜地の崩壊

<u> </u>	<u> </u>	
<b>彩L</b> 2	I - 1 -0307	急傾斜地の崩壊
鯛ノ子 2	I - 1 - 0333	急傾斜地の崩壊
ш лі	I - 1 - 2056	急傾斜地の崩壊
馬場	I - 1 - 3122	急傾斜地の崩壊
堂地	II - 1 - 0281	急傾斜地の崩壊
内野原-1	II - 1 - 4431	急傾斜地の崩壊
法ノ瀬-1	II - 1 - 4433	急傾斜地の崩壊
法ノ瀬-1-新①	Ⅱ-1-4433-新①	急傾斜地の崩壊
法ノ瀬-1-新②	Ⅱ - 1 - 4433 - 新②	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-2-新①	Ⅱ - 1 - 4470 - 新①	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-2-新②	Ⅱ - 1 - 4470 - 新②	急傾斜地の崩壊
堂地 - 1	II - 1 - 4512	急傾斜地の崩壊
堂地 - 2	II - 1 - 4513	急傾斜地の崩壊
竹 田	$\Pi - 1 - 4514$	急傾斜地の崩壊
下隈谷-1-新①	Ⅱ-1-4515-新①	急傾斜地の崩壊
立 野 1	I - 1 - 0358	急傾斜地の崩壊
野迫	I - 1 - 0379	急傾斜地の崩壊
二反田	I - 1 - 0365	急傾斜地の崩壊
二反田-新	Ⅰ-1-0365-新①	急傾斜地の崩壊
中 栄 松	I - 1 - 0382	急傾斜地の崩壊
西 町	I - 1 - 3129	急傾斜地の崩壊
矢越-1- 新①	Ⅰ-1-3130-新①	急傾斜地の崩壊
矢越-1- 新②	I-1-3130-新②	急傾斜地の崩壊

下津屋野-	II — 1 —4575	急傾斜地の崩壊
下津屋野一	II — 1 —4576	急傾斜地の崩壊
下津屋野一	II — 1 —4577	急傾斜地の崩壊
上講-新①	Ⅱ-1-4586-新①	急傾斜地の崩壊
上講-新②	Ⅱ-1-4586-新②	急傾斜地の崩壊
屋 地	II - 1 - 4589	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必 要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	区	名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所(渓流)番号	原因	災害の となる との 種	自然
日南市	竹	田谷	Ш	02- 204-2- 016	土	石	流
	堂	地谷	沢	02- 204-2- 017	土	石	流
	上		方	I - 1 - 0279	急傾	斜地の	崩壊
	中		園	I - 1 - 0280	急傾	斜地の	崩壊
	中區	園一業	F(I)	I-1-0280-新①	急傾	斜地の	崩壊
	中	園	2	I - 1 - 0282	急傾緩	斜地の	崩壊
	今		町	I - 1 - 0299	急傾	斜地の	崩壊
	中	島	田	I - 1 -0300	急傾	斜地の	崩壊
	净。	心馬	場	I - 1 - 0302	急傾	斜地の	崩壊
	前	鶴	跡	I - 1 - 0303	急傾	斜地の	崩壊
	山	ケ	迫	I - 1 - 0304	急傾	斜地の	崩壊
		糸L		I - 1 - 0306	急傾緩	斜地の	崩壊

_	十成 25 平	4 万 20 日 (小曜日	7 95 2402 5
	糺 2	I - 1 -0307	急傾斜地の崩壊
	鯛ノ子 2	I - 1 - 0333	急傾斜地の崩壊
	ш лі	I - 1 - 2056	急傾斜地の崩壊
	馬場	I - 1 - 3122	急傾斜地の崩壊
	堂 地	II - 1 - 0281	急傾斜地の崩壊
	内野原-1	II - 1 - 4431	急傾斜地の崩壊
	法ノ瀬-1	II - 1 - 4433	急傾斜地の崩壊
	法ノ瀬-1-新①	Ⅱ - 1 - 4433 - 新①	急傾斜地の崩壊
	法ノ瀬-1 -新②	Ⅱ - 1 - 4433 - 新②	急傾斜地の崩壊
	瀬田尾-2-新①	II-1-4470-新①	急傾斜地の崩壊
	瀬田尾-2-新②	Ⅱ - 1 - 4470 - 新②	急傾斜地の崩壊
	堂地 - 1	II - 1 - 4512	急傾斜地の崩壊
	堂地 - 2	II - 1 - 4513	急傾斜地の崩壊
	竹 田	II - 1 - 4514	急傾斜地の崩壊
	下隈谷-1-新①	Ⅱ - 1 -4515-新①	急傾斜地の崩壊
	立 野 1	I - 1 - 0358	急傾斜地の崩壊
	野 迫	I - 1 - 0379	急傾斜地の崩壊
	二 反 田	I - 1 - 0365	急傾斜地の崩壊
	二反田-新 ①	Ⅰ - 1 - 0365 - 新①	急傾斜地の崩壊
	中 栄 松	I - 1 - 0382	急傾斜地の崩壊
	西 町	I - 1 - 3129	急傾斜地の崩壊
	矢越-1- 新①	I-1-3130-新①	急傾斜地の崩壊
	矢越-1- 新②	I-1-3130-新②	急傾斜地の崩壊

# 平成 25 年 4 月 25 日 (木曜日) 第 2482 号

	下津屋野- 1	П — 1 —4575	急傾斜地の崩壊
	下津屋野一	II — 1 —4576	急傾斜地の崩壊
	下津屋野一	II — 1 —4577	急傾斜地の崩壊
	上講-新①	Ⅱ-1-4586-新①	急傾斜地の崩壊
	屋地	$\Pi - 1 - 4589$	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

# 公告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、中内竪地区県営土地改良事業(えびの市、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成25年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間平成25年4月26日から平成25年5月28日まで
- 3 縦覧場所 えびの市役所農林整備課内

# 正誤

平成24年7月12日付け県公報(第2403号)中

ページ	段	行	誤	正
11	左	46	副局者	副局長